

## 戸籍に記載する予定のフリガナの通知が届きます

戸籍に記載される振り仮名の通知書

**フリガナが異なる場合は必ず届出をしてください**

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

本籍	〇〇県〇〇市〇〇12345番
【氏の振り仮名】	
氏	法務
振り仮名	ホウム
氏の振り仮名の届出が可能な方	法務 太郎 様のみ

【名の振り仮名】

①	名	太郎
	振り仮名	タロウ
②	名	京子
	振り仮名	キョウコ
③	名	正
	振り仮名	タダシ
④	名	ゆり
	振り仮名	ユリ
名の振り仮名の届出が可能な方		①～④の方が個別に届出可能です。 (未成年者については、親権者からの届出も可能です。)

正しい場合は、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されるから安心だよ！



法務省ホームページより

### ●フリガナの通知について

令和7年5月26日、戸籍法の一部改正により、戸籍に氏名のフリガナが記載されることとなりました。本籍地の市区町村から、戸籍に記載される予定のフリガナの通知を郵送します。

南アルプス市では8月上旬から順次発送予定です。通知書(圧着ハガキ)が届きましたら、

**ハガキに記載のフリガナを必ず確認してください。**

※令和7年5月25日時点の情報で作成されていますので、26日以降の出生や死亡などの戸籍の届出による戸籍の変動については反映されませんが、ご容赦ください。

### 通知のフリガナが異なる場合は



**令和8年5月25日までに届出をする**

#### ●届出できる人

- 氏(姓)の振り仮名の届
  - 戸籍の筆頭者
  - ※筆頭者が除籍の場合、配偶者
  - ※配偶者も除籍の場合、その他の構成員
- 名の振り仮名の届
  - 原則、本人
  - ※親権者、後見人等の法定代理人

### 通知のフリガナが同じ場合は



**届出不要**

#### ●届出方法

- マイナポータルを利用したオンライン届出
  - スマートフォン・マイナンバーカードを使用して届出
  - ※窓口に来る必要はありません。
- お住いの市役所窓口での届出
  - 届出用紙を使って窓口で届出
- 本籍地の市区町村に郵送での届出
  - 届出用紙を使って本籍地に郵送で届出
  - ※詳しくは本籍地にお問い合わせください。

### ●お問い合わせ先

- ・法務省振り仮名コールセンター
  - ☎0570-05-0310 (平日 8:30 ~ 17:15)
- ・南アルプス市振り仮名専用ダイヤル
  - ☎055-213-0354 (平日 9:00 ~ 16:30)

- ・マイナポータルを利用したオンライン届出
  - マイナンバー総合フリーダイヤル
  - ☎0120-95-0178
  - (平日 9:30 ~ 20:00)
  - 土日祝 9:30 ~ 17:30)

※詳細情報はQRコードから法務省ホームページをご覧ください ▲

